

○公募型プロポーザルに関する公告

公募型プロポーザルについて、次のとおり公告する。

令和 7 年 11 月 14 日

茨城県教育委員会教育長 柳橋 常喜

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

茨城県立美術館・博物館オンラインチケット販売業務

(2) 業務内容等

茨城県立美術館・博物館オンラインチケット販売業務委託仕様書による

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 10 年 11 月 30 日まで

ただし、翌年度以降の歳入歳出予算におけるこの契約に係る金額について、減額又は削除があった場合は、契約を解除できる。

2 資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 国税又は地方税を滞納していない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。

(5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。

(6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号若しくは第 3 号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。

ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者

イ 暴力団員以外の者が役員を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者

オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 国、地方公共団体又は独立行政法人等の公的機関において同種の業務を実施した実績を有する者であること。

(8) 地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する納付事務（以下「納付事務」という。）及び地方自治法第 243 条の 2 第 1 項に規定する公金事務（以下、「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行する財産的基礎を有すること。

(9) その人的構成等に照らして、納付事務及び公金事務を適切かつ確実に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

ア 提出された企画提案書は、審査委員会において定める評価基準に基づき、審査を行う。

イ 審査は書面によるものとし、プレゼンテーションは行わない。

ウ 審査委員会の審査結果に基づき、受託候補者を選定し、選定後、速やかに結果を通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

エ 受託候補者と県は、企画提案書の内容を基に、必要に応じて、具体の履行条件などについて協議・調整し、契約の手続を進める。

(2) 評価項目

評価項目	
同種業務の実績	
	組織体制、実績
チケット販売方法	
	販売・販促方法
運用方法	
	入場・再入場方法
	キャンセル方法
システム	
	チケット管理システム
	データ分析
セキュリティ	
	サーバーの管理体制・公金の安全性確保
サポート	

	通信トラブルにおける対応・連絡受付体制
準備内容	
	準備作業・テスト内容
	県が準備する必要機器・準備業務等に係る経費
委託費	
	利用料率
	月額基本料等
	払戻手数料
上記以外でアピールする点があれば、記入すること。	

4 手続き等に関する事項

(1) 担当部局

茨城県教育庁総務企画部文化課（担当：高松）

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町9 7 8 番 6

TEL：029-301-5442 FAX：029-301-5469

E-mail：bunka@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 公募に関する説明書の交付

ア 交付期間

公告の日から令和7年12月8日（月）9時から17時まで（正午から13時までを除く）。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

イ 交付場所

上記（1）の担当部局に同じ。

ウ 交付方法

上記（1）の担当部局において直接交付。又は、茨城県入札情報サービスシステム、茨城県教育委員会ホームページからダウンロード。

なお、直接交付を希望する場合は、上記（1）の担当部局に事前に連絡すること。

(3) 質問の受付と回答

別に定める説明書による。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類	備考
「茨城県立美術館・博物館オンラインチケット販売業務」企画提案書（様式第1号） ※企画提案書作成にあたっては、フォントを10.5ポイントとしてください。	PDF形式でデータを提出

各項目の記載枠も自由に変更可能です。また、自社制作のリーフレットなど資料を添付しても構いません。	
資格要件に係る申立書（様式 2 号）	
会社概要等説明書（会社案内、パンフレット等）	
財務諸表（直近事業年度単独決算の貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類）	
その他企画提案書に記載された内容を補足する書類	
登記事項証明書	紙で 1 部提出

（２） 提出方法

- （１）に掲げる提出書類は下記①～②に留意し、電子メールでデータを提出すること。
ただし、「登記事項証明書」については、郵送（配達証明）又は宅配便（手渡したことが証明されるものに限り）によること。
- ① データ提出の際は企業のメールアドレスから電子メールを送付することとし、併せて担当者のメールアドレスが記載された名刺の画像等をデータで添付すること。
- ② 一度に送付する電子メールの容量は 10MB 以下とし、これより容量が大きくなる場合は、複数回に分けて送付すること。なお、複数回に分けて送付ができない場合は、4（１）に掲げる担当部局に問い合わせすること。

6 提出期限等

（１） 提出期限

令和 7 年 12 月 8 日（月）17 時（必着）

（２） 提出先

4（１）の担当部局に同じ

（３） 提出方法

電子メール、持参又は送付（送付記録が残るもの）に限る。

なお、電子メールで提出したときは、電話で到着確認を行うこと。持参の場合は、公告日から提出期限までのいずれも 9 時から 17 時まで（正午から 13 時までを除く。）に持参すること。ただし、茨城県の休日と定める条例に規定する休日を除く。

7 その他

- （１） 書類の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- （２） プロポーザルの参加に要する費用は提出者の負担とする。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- （３） 企画提案書等の提出期限後の提出、再提出及び差し替えは認めない。
- （４） 次のいずれかに該当する場合は、その者の提案を無効とするとともに、不利益処

分を行うことがある。

ア 参加資格のない者が提案したとき

イ 企画提案に関して、談合等の不正行為があったとき

ウ 提出書類に不正又は虚偽があったとき

エ その他、提示された事項及び企画提案に関し定めた要件に違反したと県が判断したとき

- (5) 対象施設の過去の入館料の納付実績（現金納付されたものを含む。）は、別に定める説明書のとおり。ただし、あくまで実績であり、契約期間中の入館料を保証するものではない。
- (6) 受託候補者の選定後、受託候補者と県は企画提案書の内容を基に、必要に応じて具体の履行条件などについて協議・調整し、契約締結の手続を進める。また、業務に係る手数料率については、見積を徴し別途決定する。
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 契約の相手方は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）第 138 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。